

カーボンプライシングと国境調整の論点

◆米国は気候変動対策を外交・安保政策の中心に

米国で気候変動対策への取り組みが加速している。バイデン米国大統領は21年1月27日、「[国内外の気候危機への取り組みに関する大統領命令](#)」を発出し、気候変動対策を外交・安保政策の中心に据えることなどを指示した。同時に発表した[ファクトシート](#)によれば、主要国の首脳級による気候サミットを4月22日に主催すること、ホワイトハウス内に気候変動対策の調整部署を設置することなどを明らかにしている。大統領就任日に指示した「パリ協定」復帰に続き、米国の気候変動政策の大転換を世界に宣言する形となった。

気候変動対策の主テーマである温室効果ガスの排出削減のためには、市場機能を活用し、排出者の意識改革を促すことが重要である。その代表的な方策が、温室効果ガスの排出量に価格をつけるカーボンプライシング（CP）である。これによって事業者の負担は増えることになるが、バイデン政権はCPを全米に広げ、輸入品への適用も検討する予定だ。

◆カーボンリーケージへの懸念と国境調整措置

CPには大きく「炭素税方式」と「排出量取引方式」の2種類があり、前者は税率によって価格が決定され、後者は排出枠市場で価格が決定されるものである。CPを導入すると、高コストになる導入国の産品が未導入国の産品に代替されて排出量が減らないカーボンリーケージや、両国間で競争条件（貿易条件）の不平等が生じる可能性がある。これらを回避する方策が、「国境調整措置」である。

現在議論されている主な国境調整措置には、輸入時に必要な課税をする「国境炭素税方式」と、輸入時に必要な排出枠の提出を求める「排出枠提出方式」がある。EUでは、「欧州グリーンニューディール」の看板政策として「[炭素国境調整メカニズム](#)」の21年導入の検討が進んでおり、米国でも類似概念の制度設計が進められている。[2月5日のBloomberg](#)によれば、英国は6月のG7サミットで、国境炭素税方式の導入推進を参加国に求める方針だ。

◆国境調整措置とWTO法体系との整合性

国境調整措置を導入するにはWTO法体系、特にGATTとの整合性が必要である。現在、国境炭素税方式は確認すべき論点が明確であり、排出枠提出方式は論点がやや曖昧であるため、以下では国境炭素税方式の主な確認ポイントをあげる。

GATT1条は、「ある国のある産品に与える最も有利な待遇を、他の全てのWTO加盟国の同じ産品に与えること」を規定している。例えば高い環境技術を持つ国の産品と持たざる国の産品に対し、同一の算出方法に基づく税率を課すことは、当原則に反する可能性がある。よって国境炭素税の設計には、「輸出国の状況に応じた」税率設定が必要であり、この実現性が課題となっている。

GATT2条2項(a)と**3条2項**は、「国境税調整」の要件を定めている。国境税調整とは、国境を越えて取引される産品について、各国の内国税の差異を調整する「GATTが許容する」措置であり、国境炭素税は同措置の要件を満たす必要がある。主な論点は、温室効果ガスが内国税の課税対象になり得るか、課税の内国民待遇を証明するための「同種の産品」があるかなど、さまざまである。これらについては先例がないため、学説でも賛否両論がある。

GATT20条は、GATT規定違反が「例外的に」認められる措置を列挙している。国境炭素税はいくつかのGATT規定に抵触する可能性があるため、当例外措置に該当する必要がある。主な論点は、同条(g)の「自国内の有限天然資源の保存に関する措置」に該当するか、柱書の「国際貿易の偽装された制限となるような方法で適用しない」を満たすかなどである。特に後者については、気候変動対策を理由とした経済制裁的な設計にならないよう、注意する必要がある。

◆カーボンプライシングを巡る国際的な動向に目が離せない

以上の通り、国境炭素税とWTO法体系との整合性に関する課題は多いが、国際調整措置が炭素税方式になるか、排出枠提出方式になるか、議論の方向性は定まっていない。EUが域内共通で運用しているのは排出量取引制度（EU-ETS）で、米国はカリフォルニア州や北東部の数州で排出量取引制度を運用している。中国も21年1月から電力部門に排出量取引制度を導入した。日本は炭素税を導入しているが、排出量取引制度はない。カーボンプライシングを巡る世界各国・地域の動向から、目が離せなくなってきた。

【田中雄作】